

農地転用許可申請について（添付書類）

添付書類名		注意事項	添付の 要否
1	会社の登記簿謄本・定款又は寄付行為写し	譲受人(借人)が法人の場合	○
2	土地登記簿謄本(全部事項証明書)		◎
3	戸籍附票又は住民票	登記簿の土地名義人住所が現住所と異なる場合(名義人が同一とわかるもの)	△
4	位置図(雲仙市全図 1/75000程度)	主要施設、主要道路等記載	◎
5	付近状況図(ゼンリン地図等)	方位記入	◎
6	現況写真	申請地の範囲と方位の表示	◎
7	字図	隣接地の所有者名と地目、方位を記入	◎
8	施設の配置図	排水経路の記入(雨水→青線、汚水→赤線)	◎
9	建築平面図	建物の構造を記載していること	◎
10	事業計画書	転用目的が資材置場の場合	○
11	利用計画書	転用目的が駐車場の場合	○
12	資金計画書	転用に係る費用が個人で800万円、法人で1300万円を越える場合は必要。自己資金の場合は残高証明、借入金の場合は融資証明など	◎
13	被害防除計画書		◎
14	土地改良区の意見書	申請に係る農地が土地改良区内の場合	○
15	農地法第18条第6項による合意解約通知書(写)又は借受人の同意書・使用貸借解約通知書(写)	申請地に貸借権が設定されている場合	○
16	未相続地の場合は、相続人全員の共同申請	相続関係説明図、戸籍謄本等(続き柄が確認できること) ※原本還付可	△
17	総会の議事録	法人格のない団体の代表者が申請する場合	○
18	理由書(代替地検討理由書等)	特別な理由がある場合など	△
19	その他参考となるべき書類	特殊な事例等、必要に応じて添付する	△
20	委任状(代理人が申請する場合)		○

1. 申請書 1部

2. 添付書類 1部 ※写真はカラー

添付の要否区分

◎…全ての申請に原則として添付 ○…申請目的によっては原則として添付 △…特別な場合に添付

3. 申請地が農振農用地区域の場合は、先に除外申請の手続きが必要です

除外申請中の場合には「その他参考となるべき事項」欄に『農振除外申請中』と記入してください

担当課…農林水産課・支所産業建設課

標準処理受付期間…毎月8日～14日(ただし14日が閉庁日のときは、翌開庁日まで受付可)

※申請書不備等により、締切日までに不足資料が間に合わないときは翌月分扱いになりますので、余裕をもったの提出をお願いいたします

様式第1号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

雲仙市農業委員会会長 殿

申請者 氏名 印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所						職 業			
	都 道 郡 町 村		府 県 市 村		番 地					
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり 普通收穫高	耕作者の 氏 名	市街化区域・ 市街化調整区域・ その他の区域の別	
	雲仙市		登記簿	現況	(㎡)					
	計		㎡ (田		㎡、畑		㎡)			
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		用途		事由の詳細					
	(2) 事業の操業期間 又は施設の利用 期間		年 月 日から 年間							
	(3) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期	合計			
			名 称	棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積	所要面積
		土地造成	/	/	/	㎡	/	/	㎡	
		建 築 物			㎡			㎡		
小 計		/								
工 作 物										
小 計	/									
計	/									
4 資金調達についての計画	(必要資金)	土地購入費	円		(資金調達)	自己資金	円			
		土地造成費	円			借入金	円			
		建築工事費	円							
		その他の経費	円							
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要										
6 その他参考となるべき事項										

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあたってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑またはその他の別を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請にかかる土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 6 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。